

四日市市告示第162号

四日市市中小企業人材確保支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 8 日

四日市市長 森 智広

四日市市中小企業人材確保支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市中小企業人材確保支援事業費補助金交付要綱（平成31年四日市市告示第302号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                            | 改正前                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 附 則<br>1 （略）<br>（有効期限）<br>2 この要綱は、第12条の規定を除き、<br><u>令和10年3月31日</u> 限り、その効力を失う。 | 附 則<br>1 （略）<br>（有効期限）<br>2 この要綱は、第12条の規定を除き、<br><u>令和7年3月31日</u> 限り、その効力を失う。 |

第2号様式及び第3号様式を次のように改める。

（申請者）

住 所

名 称

代表者

四日市市中小企業人材確保支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった四日市市中小企業人材確保支援事業費補助金については、四日市市中小企業人材確保支援事業費補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1 実施機関・フェア名

2 補助金額 金 円

3 補助金交付の条件

- (1) 四日市市補助金等交付規則及び四日市市中小企業人材確保支援事業費補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後 5 年間保存しなければならない。
- (3) この補助金の交付については、後日市が報告を求め、調査を行うことがある。

（申請者）

住 所

名 称

代表者

四日市市中小企業人材確保支援事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった四日市市中小企業人材確保  
支援事業費補助金については、下記とおり交付できませんので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1 実施機関・フェア名

2 不交付の理由

第5号様式を次のように改める。

（申請者）

住 所

名 称

代表者

四日市市中小企業人材確保支援事業費補助金変更決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった四日市市中小企業人材確保支援事業費補助金の計画変更を承認したので、四日市市中小企業人材確保支援事業費補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1 実施機関・フェア名

2 変更決定額 金 円

3 計画変更の内容

## 附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正は、令和 7 年 3 月 3 1 日から施行する。

(商工農水部商業労政課)